

令和4年7月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和4年7月総会

## 萩市農業委員会総会議事録

7月14日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

### ○提出議案

- 議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第45号 空き家に附属する農地の指定について  
議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第48号 別段面積の設定について  
議案第49号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第50号 令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について  
議案第51号 事業計画変更承認について  
議案第52号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について  
議案第53号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第54号 現況確認書の交付について

### ○出席委員(17名)

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 横山喜一郎 | 2番 田村廣   |
| 3番 草野隆司  | 4番 藤田芳昭  |
| 5番 松田由美子 | 6番 中野恵子  |
| 7番 長富繁美  | 欠席 品川民雄  |
| 9番 原川久美子 | 欠席 鈴川肇   |
| 11番 矢次利典 | 12番 原田知美 |
| 13番 守永正範 | 14番 金子哲也 |
| 15番 大石博則 | 16番 岡崎弘明 |
| 17番 烏田茂夫 | 18番 尾木武夫 |
| 19番 片岡兼雄 |          |

### ○議事録署名委員

7番 長富 茂雄

17番 烏田 茂夫

○議 事

事務局長 ただいまから、令和4年7月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。  
本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。  
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、7番 長富委員、17番 烏田委員にお願いいたします。  
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第44号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第44号第1項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

7月6日、●●●委員さん、事務局2名、申請者の●●●さんと現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ約200m、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積1,415㎡外5件で、合計で13,748㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は32,989.61㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は同じく●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、●●●のここが●●●になるのですが、そこから少し上がった●●●のすぐそばにある農地、それと、そこから北東に行ったところに1筆、残りの筆はこのあたりにかたまってあ

ります。まず●●●のあたりですが、ここが●●●です。ここに1筆ありまして、ここはハウスが建っている状態です。それとここにもう1筆、それとこちらの北西の方に4筆あります。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは高齢のため耕作が難しくなってきたため、息子さんに譲られたいと考えられ、譲受人の●●●さんもこれを了承されたため、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢が●●●歳で、農業経験年数は40年です。年間農作業従事日数は、ご本人が150日、お父様が150日、お母さまが150日、奥様が30日、息子さんが30日となっております。

次に営農計画ですが、申請地ではスイカ、ジャガイモ、サツマイモ、トウモロコシ等を栽培されるご予定です。今も実際、作られていますので問題ないと思います。

最後に農機具の保有状況ですが、トラクター2台、運搬車1台及び軽トラック1台を所有されています。

申請地の写真ですが、このあたりの畑がこういったライ麦が植えてある状態になっております。それと●●●の近くの畑がこういった状態で、あとハウスが建っている状態でございます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 この件につきまして、7月6日に、事務局2名と、私とで現地確認をいたしました。現地は、譲受人の●●●さんの案内で、現地を確認したところですが、今写真にありましたように、ライ麦を植えられている状態のところがありますが、これは休耕といいますか、休ませている状態のところでございます。これを2、3年ごとに順番に、作付けがきちんとできる農地にするために、自然の重機ということで、これは刈り取りをしないで種をそのまま落として、またその種から芽を出させてこのような状態にするということです。そのあとは、鋤きこんで肥料にするという、なかなか考えられた耕作方法だと思います。この地区はやはり●●●なので、水がありませ

ん。やっぱりこのようなやり方が一番ベターなのかなと思ったのですが、管理的にはよく管理されておりまして、ジャガイモを作られているところなんかは来年転作できませんから、来年はこのようになるのではないかと考えております。農地の場所が飛んでおり、水も少ないということで、維持管理が大変だと思いますが、このようなきれいな状況で管理していただければよいのではないかと考えています。●●●全体的には、人口がどんどん減っています。そうすると、荒廃農地も増えてきやすくなります。ところどころ、昨年、一昨年は作っていたところが少しずつ荒れていくなと思うところがありますので、しっかりと維持管理をしていただければよいことと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

7月1日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約1.3km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積2,345㎡外4筆で、合計で7,522㎡です。譲受人は●●●さんで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、ここに●●●があつて、ここが●●●になりますが、●●●から川沿いに下って行ったこのあたりが、申請地になっております。ここが、●●●さんの自宅だったのですが、今回

農地を買われる●●●さんが自宅も購入されて、現在住んでおられます。自宅のまわりに畑が3筆ございます。それと道路近くのこちらの田んぼが1筆、こちらに山がありますが、山を越えたあたりにここが自宅で、もう1筆、こちらに田んぼがございます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外にお住まいで農地の管理が困難なことから●●●さんに相談され、譲受人の●●●さんはもともと県外にお住まいでしたが、この度出身地である●●●に帰ってくることになり、そのタイミングで●●●さんからご相談があったためこれを了承され、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は0年です。年間農作業従事日数は、ご本人が60日となっております。

営農計画ですが、申請地では野菜や果物を栽培されるご予定です。田については、現在、●●●さんと●●●さんと利用権が設定されており、所有権移転後も引き続きお手伝いをいただく予定となっております。

農機具の保有状況ですが、今後必要になったものを随時購入されるということです。また、同じ集落にお兄さんがお住まいで、農業をされているので、そのお兄さんや知人からも借りられるご予定とのことです。

現地の写真ですが、自宅のまわりの畑は、今こういった状態で、何か植えてある状態ではないのですが、きれいにされています。田んぼについては、借りて現在作っていらっしゃるの、こういった状態になっております。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、内容については、事務局からの説明のとおりです。譲受人の●●●さんは、現在●●●歳ですが、今年の10月に定年になったら、先ほど説明のあったように帰ってくるということです。100mくらいのところにある実家に、兄夫婦が住んでおられます。●●●さんは農業に関しては全くの素人ですので、お

兄さんにしっかり言ってありますので大丈夫と思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長           これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長           それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長           全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長           事務局は第3項の説明をお願いします。

事 務 局       それでは、第3項について説明いたします。議案は3ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

7月7日 ●●●委員さん、●●●委員さん、●●●進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約1.4km、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積2,766㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は16,070㎡です。これには●●●の農地を含みます。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

場所ですが、●●●から少し上がったあたりになります。こちらに●●●がありますが、それより少し西側、このあたりとなります。●●●の方から●●●に行く道があるのですが、その途中にある●●●の農地となります。こちらは空き家バンクに登録されていた空き家と農地を購入されるということで、ここに空き家がありまして、そのすぐそばの田んぼが申請地でございます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、現在市外にお住まいで、農地の管理が難しく、所有されている空き家とともに萩市空き家バンクに登録されました。譲受人の●●●さんは、ご自分の事業の一環として、医食同源をテーマとする地産地消の食材を扱ったレ

レストランを萩で開業されるご計画をお持ちで、レストランで使用する野菜や米等を栽培するため、萩市空き家バンクで農地付きの空き家を探されている中で、●●●さんの物件を気に入られたため、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は30年です。年間農作業従事日数は、ご本人が150日、雇用など、ご友人による従事者4名が200日となっております。

営農計画ですが、水稻の栽培を行われ、開業予定のレストランで利用されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機1台、草刈機2台、チェーンソー1台、軽トラック1台を準備されるご予定です。

農地の写真ですが、奥の方に見えるこちらが空き家です。その前側にある圃場が申請地になります。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、7月7日、事務局2名、空き家バンクの職員1名、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと私とで現地確認を行いました。申請者である●●●さんは都合がつかず、スタッフの方より現地のお話を聞かせていただきました。

現在この農地は、ほかの方が水稻を作られています。今後はこちらの田んぼでお米を作り、先ほど説明がありましたように、レストラン等で使っていきたいということでございます。最近、スタッフ2名が、●●●近くの方に移住されてこられて、農業、それからレストランのオープンに向けて作業に取りかかっているようです。以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
レストランはどこでやるのですか。

事務局 ●●●のそば、このあたりに空き家があって、ここを以前、空き家を農地と一緒に購入されておられて、そこをレストランとして使うと



ということです。もともと●●●さんが●●●をされていて、その●●●の方が、レストランのスタッフとしてこちらに来られて、農業も手伝われるということを聞いております。レストランの場所は、●●●の道を挟んで左側です。

議 長           では、●●●にレストランができるということですね。

(担当委員が挙手)

議 長           ●●●推進委員どうぞ。

●●●推進委員       その後、会ったときに話を聞いたのですが、場所は教えていただけなかったのですが、レストランは●●●内まわりに作られるように進めておられるようです。確かに、●●●の●●●にレストランを作る計画をされているのですが、それは今すぐではないということで聞いております。

議 長           ●●●に第1号のレストランはまだ先のようですね。

議 長           それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長           全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長           事務局は第4項の説明をお願いします。

事 務 局       それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

7月5日 ●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約3km、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積2,010㎡外5筆で、合計で9,485㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は28,996㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、ここに●●●があって、ここに●●●の三差路があって、ここに●●●があってそこからこちらに入ったところが申請地となります。拡大した図ですが、先ほどの●●●がこちらです。ここから入ったところになります。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは高齢のため農地の管理が難しく、後継者もいないことから、申請地を貸している●●●さんに譲りたいと考えられ、譲受人の●●●さんは、現在申請地を●●●さんから借り受けて耕作していることもあり、●●●さんのお話を了承され、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は50年です。年間農作業従事日数は、ご本人が150日、奥様が120日となっております。

営農計画ですが、申請地では引き続き、水稻を栽培されるご予定です。

農機具の保有状況ですがトラクター1台、草刈機3台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック2台を所有されています。

現在、こういったかたちで●●●さんが水稻を作られています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、7月5日に現地確認を行いました。●●●さんは、以前は●●●地区で、●●●の委託で農業をされていました。10年くらい前に●●●が解散されて、誰か作ってくれる人はいないかということで、●●●さんが心配されて、甥にあたる●●●さんが、代用して、現在引き継いで水稻を作っておられます。●●●さんは、●●●の●●●で農業をされています。ほかにも●●●に利用権を設定して農業をされています。全体で、面積がかなりあると思います。今後、●●●さんも高齢であるし、息子さんも早くに亡くなられて、後継者がいないことから、甥の●●●さんに託されたものと思います。今後も●●●さんが引き続き耕作をされます。イノシシは多少出ますが、がんばっていただけるものと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長           これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長           それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長           全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長           議案第45号「空き家に附属する農地の指定について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局       それでは議案第45号第1項について説明いたします。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

まず、議案につきましては、空き家に附属する農地の別段面積1アールに係る案件で、萩市空き家に附属する農地の別段面積基準に基づき指定を行うものです。

通常、耕作面積が30アールに満たなければ萩市の農地を取得することはできませんが、空き家バンクに空き家とともに登録されている農地は、農業委員会の指定を受けることで、耕作面積が1アール以上あれば取得できるようになります。

7月4日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ約1.3km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積157㎡です。

申請地の場所ですが、ここが●●●ですが、ここから下っていきまして、●●●があるあたりです。●●●がこちらになりますが、こちらに入ってここに該当する空き家があるのですが、空き家の後ろが申請地になっております。申請人は●●●の●●●さん外4名です。

申請地については、●●●から引っ越してこられた空き家購入者の●●●さんが購入され、申請地に現在植えてある、栗・柑橘・梅

と、野菜を自家消費目的で栽培されるご予約です。現地は、こういった感じで、栗や梅や柑橘などが植えられている状態です。

空き家バンクに登録されていたことの確認書が添付されており、適用条件を満たしています。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、7月4日に、●●●委員、●●●委員、事務局と私で、現地確認をいたしました。土地の所有者が全部で5名おられるのですが、全員市外に居住ということで、管理ができる状態ではありません。この申請地は非常に形状が悪くその上に、今写真にあったように、枝の数も上の方を剪定しないと広がって伸びるのかなということですが、けれども空き家の真裏に位置するというので、今後家庭菜園としてやっていきたいという話でございますので、その点では適地かなという印象を受けました。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局は第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

7月1日、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ約3 km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積205㎡外1筆で、合計で440㎡です。申請人は●●●の●●●さんです。

場所ですが、ここが●●●ですが、●●●の方に向かいまして、会長の自宅を少し過ぎた、このあたりに申請地と空き家がございます。ここに空き家がありまして、それを囲むかたちで畑が2筆ございます。

申請地については、空き家の購入予定者である●●●の●●●さんが購入され、キュウリやトマト等の野菜を自家消費目的で栽培される予定です。

現地はこういった感じで、草が生えている状況です。空き家はこういった感じで、しっかりした造りをしてはいますが、少し改修が必要だと聞いております。

空き家バンクに登録されていたことの確認書が添付されており、適用条件を満たしています。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、7月1日に、●●●会長、●●●農業委員、事務局2名、空き家バンクの担当者の方と私とで現地確認を行いました。写真にあるとおり、現状は荒れていますが、今から●●●より来られて、この畑を耕して野菜等を栽培されるとのことで、しっかり管理をしていただいたら問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第46号第1項についてご説明します。議案は7ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

6月30日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から東740mに位置する過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で第1種農地に該当致します。本件は第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可基準を満たしております。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも田、面積は194㎡です。

転用者は、●●●の無職の●●●さんです。

場所は、こちらが国道●●●号線で、●●●、●●●がある県道●●●号線沿いの農地になります。

写真の説明ですが、こちらが申請地になりますが、申請者の自宅と申請者の長男の自宅になります。こちらの農地が今回駐車場に転用されるところで、現在、県道のカーブの家の前のスペースに駐車されておられますが、出入りがカーブで危険な状況でございます。

転用目的ですが、●●●さんの宅地内に駐車場が無く、また、隣に居住する長男家族等が駐車する場所もないため、住居の隣接地に自己用駐車場(5台分)を整備される計画です。

家族構成は、●●●さん、隣の長男宅に、息子さんの●●●さん、奥様の●●●さんが住んでおられ、また、子どもさんが3人いらっしゃいますが、帰省された際に駐車場が無いということで駐車場5台分の整備となります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は田、西側は申請者の宅地、南側は県道、東側は農道に接しておりますが、北側の農地の所有者の●●●さんから、隣接農地承諾書も提出いただいております、農地への進入路も確保されているため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、こちらの配置図のとおり、3 m×5 mの駐車場を5区画(75㎡)整備される計画です。

出入口は、西側の農道から進入する形となります。

用排水計画ですが、自然流下で、南側の農業用排水路に放流し、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、60 cmの盛り土により造成し、北側と南側の法面は、高さ60 cmのコンクリート方塊を設置するため、土砂等の流出の恐れはなく適当です。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、事務局の説明のあったとおり、6月30日に、●●●委員と、事務局2名と、私の4名で、現地確認をいたしました。家は道路のすぐ横に建てられていて、現在、駐車が2台あるのですがこれも国道のすぐ横に止まっていて、非常に危険な状態です。子供さんとの3人暮らしで、車の出入りにカーブで危険なため、今回隣にある休耕農地200㎡足らずですが、これを駐車場に農地転用するということで、隣接農地承諾書も提出いただいております、問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 はい。質疑がないようですので、それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第47号1項についてご説明します。議案は9ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

7月4日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●会長さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東1kmに位置し、第1種低層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積684㎡です。申請地と宅地部分の一体利用地を含めた合計面積は897.56㎡です。

転用者は、●●●の宅地建物取引業を営む●●●さんで、所有者は●●●の無職の●●●さんです。

場所は、国道●●●号●●●から東に50m入った●●●沿いの農地となります。

こちらが現地の写真で、正面に転用者の自宅がございしますが、こちらの写真が当初6月に撮影していたもので、現況確認申請を出されたもので、農地の一部に建物がかかっておりましたが、このように農地性のある農地ということで、改めて7月に農地転用申請を出しかえていただいたものでございます。こちらが南側の写真で、こちらがバイパス側から撮った写真です。

転用目的ですが、宅地建物取引業の免許を持つ●●●さんが、周囲は宅地化が進行し、人口が増加傾向にあるなど住宅需要が見込まれる申請地を買い受け、3区画の宅地分譲を行うため土地の造成を



行うものであり適当です。

所有者の●●●さんは、老齢のため、申請地の耕作が困難になり他に農作業の委託先も見つからないことから売買に応じられました。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側、西側、南側は宅地に接しており、東側も水路と道を挟んで宅地に接しており隣接農地はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、既存建物を取り壊し、西側の市道から幅員4mの進入路132.72㎡を設けて、235.30㎡～263.20㎡の計3区画造成する計画です。実測の全体面積は897.56㎡となります。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、溜枘を設置し、北側に設ける用悪水路通から、市道の横断側溝を通じて、既存水路に放流し、汚水は公共下水道に接続させるもので適当です。

被害防除計画ですが、表土をすき取りの上、20cmの盛り土を行い、上部を地ならしの上、整地される計画であり、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第6番 この件につきまして、7月4日、事務局より2名、●●●委員さん、●●●委員さん、私の計5名、そして●●●さんの立会いのもと現地確認をいたしました。譲受人の●●●さんから、●●●さんに3区画の宅地分譲をしたいという話を持ちかけられまして、●●●さんは高齢のため耕作が困難ということで、委託先もなかなか見つからないということで、●●●のお話に応じられたということです。申請地は何も植えられていない状況でございました。写真にありました木造の家がございまして、西側がその家屋がある宅地なのですが、実際に行きました時には、すでに解体されておりました。

北側、東側、南側は住宅地でございますので、問題はないと思われ  
ます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないようですので、採決いたします。第1項について、  
原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは続きまして、第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

7月4日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さ  
んと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北西1.9kmに位置し、第1種低層住居  
専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない、農地法  
施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

地番は、●●●、地目は、登記・現況とも畑、面積は2,446  
㎡です。

転用者は、●●●の建設業の●●●さんで、所有者は、●●●の  
●●●である●●●の●●●さんです。

場所ですが、こちらが●●●になりますが、●●●の●●●から、  
南に100m程度入った元果樹畑があったあたりになります。

東側の市道側から撮影した申請地ですが、雑木等も生えておりま  
して、耕作されていない状況でございます。

南側の隣接農地でございますが、●●●の農業法人である●●●  
さんが柑橘畑として管理されております。西側の隣接農地の方も●  
●●さんが耕作管理されております。

転用目的ですが、譲受人の●●●さんは、現在、●●●に事務所・  
資材置場を置き、萩市内及び山口県内で土木工事外とび・建築工事・

管工事等を営んでおられますが、近年仕事の受注増加に伴い、資材及び運搬車両等も増加し、既存の資材置場が手狭になってきたため、従業員の安全対策等も考慮し、広い場所への移転を計画されており、この度、譲渡人も事情が分かるため、譲り渡しに応じられました。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は宅地、東側は市道、南側と西側は、●●●さんが現在耕作されている畑ですが、農地への進入路も確保されており、隣接農地承諾書も頂いておりますので、問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、こちらの土地利用計画図のとおり、鋼管、足場等の資材置場600㎡をはじめ、残土置場300㎡、真砂置場211㎡、砂置場211㎡、会社所有車両駐車場及び従業員用駐車場16区画(288㎡)、簡易トイレ、敷地内道路(752㎡)として利用される計画です。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で東側の既存道路側溝に放流させ、簡易トイレの汚水は汲み取りにより処理するため適当です。

被害防除計画ですが、造成は行わず、地ならしのみ行うため、土砂等の流出の恐れはなく適当です。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第16番 この件につきまして、7月4日、事務局2名、●●●農業委員、●●●推進委員と私の計5名で現地確認をいたしました。内容につきましては、今事務局から説明があったとおりでございますが、現地はこのまま置いておけばまだまだ荒れていくようなところがございます。隣は●●●さんが借りられて管理されている農地ということで、申請地が資材置き場になっても何ら差し支えないと思われます。申請地の東側の市道は少し狭いのですが、4トン車がかつが

通れると思いますので、問題ないと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないようですので、採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは続きまして、第3項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

7月4日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東2.1kmに位置する、過去に公共投資の対象となっていない、周囲を宅地と市道に囲まれた孤立した農地で第2種農地です。

地番は、●●●、地目は登記は田、現況は転用許可済み地のため荒廃、面積は167㎡です。

転用者は、●●●の●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

場所ですが、こちらに●●●がございまして、上の方が国道●●●号線になりまして、その下にございます集落の中にある宅地と市道に囲まれた農地となっております。

申請地は、所有者の●●●さんが、平成10年11月27日付で農地法第5条の許可を受けて、建売住宅を計画し宅地造成を行いました。こちらの申請地は売却することができず現在に至っておりますが、隣接地に居住されている●●●さんの家族が現在5人に増え、駐車スペースも手狭になったため、この度自宅の前面にあり駐車場として便利のよい本申請地を購入したいとの申し入れを受け、

売り渡すことになりましたので、転用目的の変更と事業の継承の計画変更承認申請と農地法第5条の許可申請を同時に行うものであります。

変更後の、転用目的は、自己用駐車場（5区画）となります。

（スクリーンに分間図を表示）

隣接農地の関係ですが、北側、東側、南側は宅地、西側は市道に接しており隣接農地はございません。

なお、●●●の登記地目は田となっておりますが、申請地と同様に宅地造成済みで問題ございません。

（スクリーンに配置図を表示）

図面のとおり、計5区画の駐車場となります。

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で、西側の市道側溝に放流させ、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、既に、平成10年の転用の際に造成が行われており、この度は、造成も整地も伴わず、現況の状態を使用するため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

（担当委員が挙手）

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきまして、申請地は●●●集落の入り口にあたる位置にあります。事務局の説明のとおりでございますが、私から見た場合に、この土地の形状からいって、建売で建物を建てるというのはちょっと厳しいかなという感じのする地形であります。以上のことから、隣接者が駐車場として利用されるということでもありますので、適当ではないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それではないようですので、採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第48号「別段面積の設定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第48号、別段面積の設定についてご説明いたします。議案は11ページをご覧ください。

萩市全域の下限面積を30アールとし、併せて、空き家に附属する農地については、農業委員会が指定した農地に限り1アールに設定することにしておりまして、今回も同様に設定する案でございます。

まず、萩市全域の下限面積を30アールについてですが、お配りしていますこちらの資料をご覧ください。こちらの1ページ目に線が引いてある部分になりますが、通常、都道府県では50アール以上の耕作面積がなければ農地法第3条の許可ができませんが、農業委員会でこの面積の範囲の中で別段の面積を定めることができます。次に2ページ目をご覧ください。こちらにも線が引いてある部分ですが、農地法施行規則第17条に別段の面積の基準が定められております。今回設置する区域内の農家者の総数のおおむね100分の40を下らないように面積を設定するとされております。つまり農家のおおむね4割の農家の方の経営面積が別段面積以下、萩市の場合には30アール以下である必要があります。

続いて、3ページ目をご覧ください。こちらの表は萩市農業委員会の農家台帳システムのデータに基づき、農家数を経営面積10アール刻みで集計したもので、30アール未満の農家数が真ん中あたりに記載されていますが、30アール未満の農家数の割合が47パーセントとなっております。これをもとに設定しております。

次に空き家に附属する農地の別段面積の設定についてですが、これにつきましては、今回の議案45号のように、農地法施行規則第17条第2項に基づき、空き家に附属する農地に限定して下限面積を1アールに引き下げるものです。令和元年7月から実施していま

す。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 　ただいま別段面積について詳しく説明がございました。発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議長 　それでは採決いたします。議案第48号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので、議案第48号は原案のとおり決定いたしました。

議長 　議案第49号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 　農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、萩市では、通常4月1日と12月1日の年2回、利用集積計画を上程しております。今回の利用権の設定につきましては、急遽新しい借り手が決まったものや、申出書の提出が先月の公告に間に合わなかったもの等を上程いたしております。

公告は8月1日付となります。

それではお手元にお配りしています農地中間管理事業による利用権設定状況（令和4年8月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。

8月1日に設定されるものは、新規が、件数5件、筆数9筆、田が17,736㎡です。

内容については次のページに記載しております。

つづいて、利用権設定状況（令和4年8月1日）の資料をご覧ください。

こちらにも一番下の合計の数字を読み上げていきます。

8月1日に設定されるものは、新規が、件数3件、筆数5筆、田が7,802㎡、畑が1,544㎡、面積の合計が9,346㎡です。

更新が、件数2件、筆数2筆、田が3,931㎡です。新規と更新を合わせた面積が、13,277㎡となります。

内容につきましては、3ページ以降に記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第49号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第49号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第50号「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第50号「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）」についてご説明します。

本議案につきましては、先月6月総会で承認いただき、萩市農業委員会の目標として県や山口県農業会議に報告したところ、目標の数値や文言について一部誤りがあったため変更し、改めて承認をしていただくものです。

議案は14ページからになります。変更する部分は16ページの濃く着色している部分になります。16ページ（3）新規参入の促進、②の目標の権利移動面積の平均について、変更前は334haとしていたものを、変更後、334.3haといたします。これに



より、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が、変更前、33.4haとしていたものを、33.5haに変更いたします。

次に、16ページ中段の(2)活動強化月間の設定目標について、強化月間の内容の部分ですが、変更前は「利用状況調査及び農家の意向把握を重点的に実施」としておりましたが、変更後は「農地パトロール及び農家の意向把握を重点的に実施」としております。これは、農地法に定められた年1回の利用状況調査ではなく、各自が行う日々の農地の見回り活動を含めた農地パトロールを重点的に行うということでございます。

16ページの変更部分以外は、前回ご承認いただいた内容から変わっておりません。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

議長 それではないので、採決いたします。議案第50号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第50号は原案のとおり決定いたしました。

#### (報告事案-1)

議長 議案第51号「事業計画変更の承認について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案51号第1項について説明いたします。議案は18ページです。

第1項の計画変更は、先ほどの議案第47号第3項で説明しました、平成10年11月27日付けで農地法第5条の転用許可を行いました転用計画の変更承認申請に関するものです。

変更内容は、転用目的と事業実施者の変更です。

当初の事業計画者、●●●さんの建売住宅の事業計画に代わって、事業承継者の●●●さんが、目的を自己用駐商用(5台)に変更し、転用計画を達成しようとするものでございます。以上で説明を終

ります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第51号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第52号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第52号第1項について説明いたします。議案は20ページです。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

申請地は、●●●、登記・現況地目は畑、面積は676㎡の内8㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●の●●●さんです。

こちらにつきましては、認定電気通信事業者が中継施設を設置するために必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し、農地転用許可を要しないとともに、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。

続いて、第2項、●●●、登記・現況地目は田、面積3,650㎡の内2,850㎡外1筆、合計面積は5,640㎡の内2,903㎡です。所有者及び転用者は●●●の●●●さんで、転用目的は資材置場です。

当該農地については、北側は市道、西側は雑種地及び原野、南側は原野、東側は所有者の田に囲まれた農用地区域内の農地ですが、一団の農地の縁辺部に位置しており、事業規模も最小限であることから、農用地区域から除外しても農業振興上の支障は少ないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。

今後の手続きとしましては、県から農用地除外について異議の無

い旨の回答が下りましたら、通常の農地転用と同様に農地法第4条の申請書が提出され、農業委員会総会での審議となります。

以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第52号の報告は終わります。

### (報告事案-3)

議長 議案第53号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。1項から3項まで一括して説明をお願いします。

事務局 はじめに議案の訂正をお願いいたします。第3項の賃貸人の住所と氏名が、●●●、●●●となっておりますが、こちらは議案の3ページ、第4項の譲渡人と同一になりますので、住所が●●●、氏名が●●●さんになります。訂正をお願いいたします。

ではご説明いたします。22ページとなります。

まず、第1項、第2項は議案44号第2項の農地法3条の売買のための解約になります。●●●、地目、登記・現況とも田、面積2,461㎡です。借入人は、●●●の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は売買予定です。

続きまして第2項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積2,481㎡です。借入人は●●●の●●●さんで、賃貸人は、●●●の●●●さんです。解約後は売買予定です。

続いて先ほどの第3項は、議案44号第4項の農地法3条の贈与のための解約になります。●●●、地目は登記・現況ともに田、面積2,010㎡外5筆、合計で9,485㎡です。借入人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は借入人に贈与予定です。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第53号の報告は終わ

ります。

議長 議案第54号「現況確認書の交付について」を議題に供します。  
第1項から第4項まで一括して説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第54号第1項について説明いたします。議案は  
24ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

7月4日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん  
と事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西1kmに位置する、●●●、登記地目は  
畑、面積は74㎡外3筆で、合計面積は657㎡です。申請人は、  
●●●の●●●の●●●の●●●さんです。

場所は、国道●●●号線から北へ300mほど入った住宅地に囲  
まれた農地となります。

申立てによると、申請地●●●、●●●及び●●●は、昭和10  
年に購入後、●●●及び●●●に所在する建物と一体として利用さ  
れているということです。また、●●●は、昭和40年に追加購入  
後、同じく建物と一体利用されており、現況は宅地となっている  
ことでありました。

本調査によると、申請地●●●、●●●及び●●●は、木造瓦葺  
平家建の居宅が建っており、●●●は住宅敷地の庭として利用され  
ており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定し  
たものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第2項について説明いたします。

7月4日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地  
調査を行いました。

申請地は、●●●から南850mに位置する、●●●、登記地目  
は畑、面積は148㎡で、申請人は、●●●の●●●さんです。

場所は、●●●から南に140mほど入った、●●●沿いの住宅  
地になります。

申立てによると、申請地は、隣接地の●●●に所在する借家に付  
随した家庭菜園場として利用されており、数年前から耕作放棄され

現在に至るということであります。

本調査によると、申請地の南側は、砂利敷きの駐車場として利用され、北側は、住宅敷地の庭として利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第3項について説明いたします。

7月1日、●●●会長さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南2.4kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は525㎡で、申請人は、●●●の●●●さんです。

場所は、こちらが●●●道で、こちらが国道●●●号線、こちらが国道●●●号線となり、国道から東に500mほど入った山林に囲まれた農地となります。

申立てによると、申請地は、10年以上管理をしておらず山林化している状態にあるということでした。

本調査によると、申請地は、雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第4項について説明いたします。

7月5日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南西4.2kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積は1,022㎡外3筆で、合計面積は2,376㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

場所は、こちらが国道●●●号線となり、●●●地区、●●●地区方面に南西に進んだところの県道沿いにある、山林と国道に囲まれた農地となります。

申立てによると、申請地は、10年以上耕作放棄により荒廃し、雑木等が繁茂しているということでした。

本調査によると、申請地は、雑木等が生い茂り、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第51号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。  
午前10時50分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和4年7月14日

萩市農業委員会会長 片岡 兼雄

委員 長 扇 繁美

委員 野田 茂夫